

多摩市地域生活支援拠点等 事業所参画ガイドライン

令和7年2月
多摩市障害福祉課



目次

I はじめに

- 1 地域生活支援拠点等とは・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
- 2 多摩市における地域生活支援拠点等の整備について・・・・P.1
- 3 多摩市地域生活支援拠点等整備方針・・・・・・・・・・・・P.2
- 4 整備にあたっての将来イメージ・・・・・・・・・・・・P.2

II 市内事業所の参画について

- 1 参画推進にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・P.5
- 2 各機関の役割・・・・・・・・・・・・・・・・P.5
- 3 届出について・・・・・・・・・・・・・・・・P.6
- 4 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・P.6
- 5 運営規程記載案・・・・・・・・・・・・・・・・P.7

III 必要要件と加算取得について

- 1 地域生活支援拠点等機能を担うにあたって必要となる共通要件・・P.9
- 2 機能別必要要件と取得可能加算・・・・・・・・・・・・P.9
- 3 緊急時の定義・・・・・・・・・・・・・・・・P.17

IV 関係様式

- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書・・P.19
- ・ 地域体制強化共同支援加算 報告書兼記録・・・・・・・・P.21

I はじめに

1 地域生活支援拠点等とは

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がい者にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図ることを目的とするものです。障害者総合支援法に基づき、各自治体による整備に向けた取組が求められており、以下の5つの機能を備える必要があります。

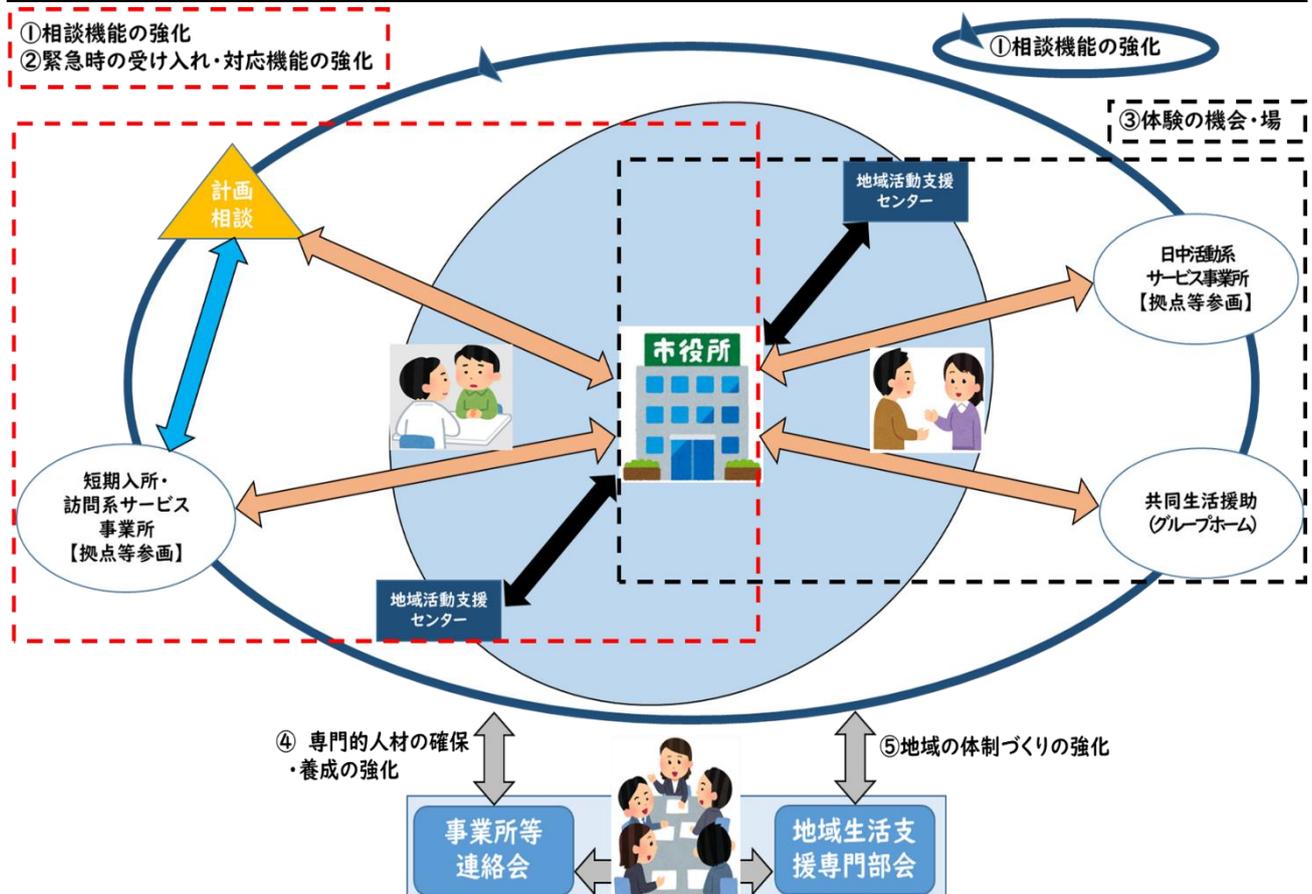
【地域生活支援拠点等に必要とされる機能】

- ① 相談機能 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり

2 多摩市における地域生活支援拠点等の整備について

地域生活支援拠点等の整備手法については、国が2つの類型を示しており、「多機能拠点整備型」（5つの機能を集約した施設等による整備手法）と「面的整備型（複数の機関が分担して機能を担う整備手法）」とがある中で、多摩市においては、地域の社会資源を活かしながら、複数の機関が分担して機能を担う面的整備型としてその整備を行います。

多摩市における地域生活支援拠点等の整備イメージ



3 多摩市地域生活支援拠点等整備方針

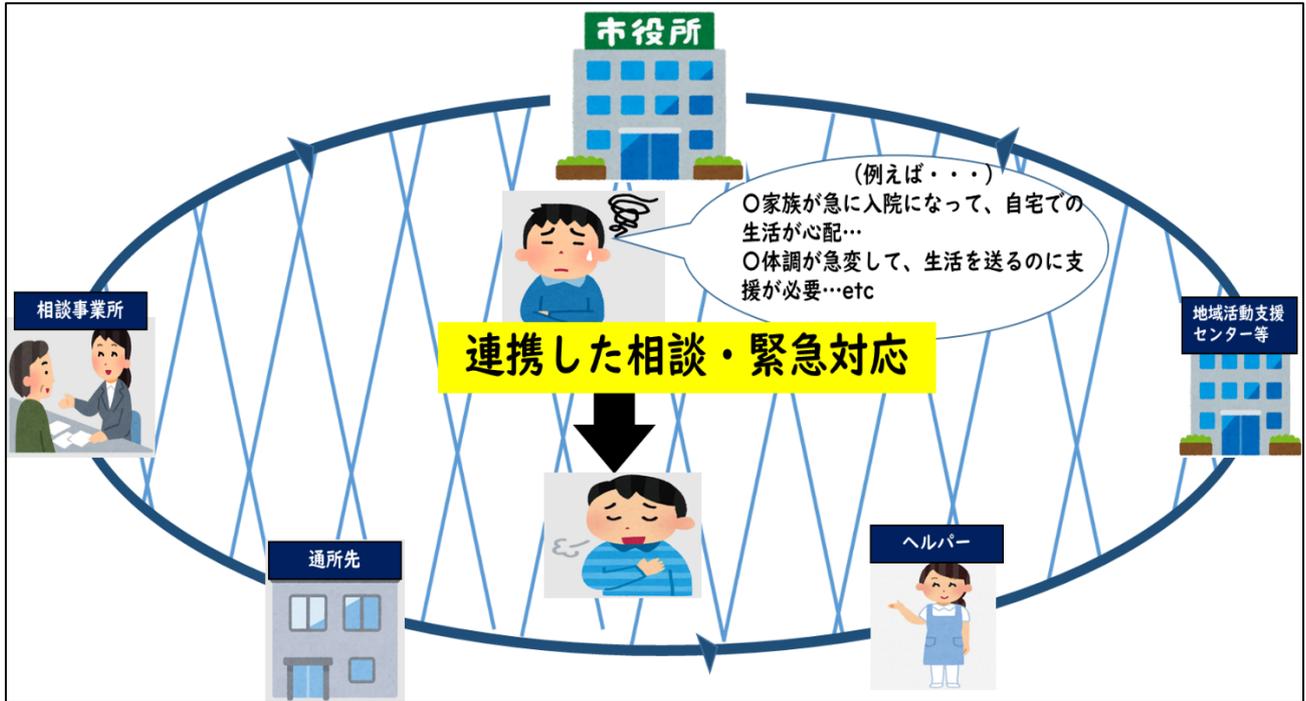
必要となる機能	整備方針
① 相談	○ 市・地域活動支援センター及び主に地域生活支援拠点等へ参画する届出事業所とが、それぞれの役割を共通認識のもと担う中で、特に緊急時の対応が必要となるケースについて、連携して対応を図る。
② 緊急時の受け入れ・対応	○ 拠点等へ参画する事業所にあつては、地域で支援・介入が必要となり得るケースを発見した、又は家族や近隣住民からの相談・報告を受けた際には、市又は地域活動支援センターへの情報提供及び対応を必要に応じて行うこととし、市等と連携して支援困難者への対応を図る。
③ 体験の機会・場	○ 「親亡き後」を見据え、GH等への入居が必要となるケースについて、本人の意向を踏まえ、主に市が、保護者や関係事業所と連携を図る中で、必要な体験利用を進める。 ○ 入所施設から地域移行を希望する者について、本人の意向を踏まえ、主に入所施設と市が、保護者や関係事業所と連携を図る中で、必要な体験利用を進める。 ○ 施設外での日中サービス利用を希望する入所者について、本人の意向を踏まえ、主に入所施設と拠点等へ参画する日中活動系事業所や市等が連携して対応を図る。
④ 専門的人材の確保・養成	○ 主に市が、事業所等連絡会の場において、必要な情報提供や専門研修の実施を行うことで、人材確保・養成への取組を行う。
⑤ 地域の体制づくり	○ 拠点等へ参画する各事業所の取組や加算取得実績等について、事業所等連絡会や地域生活支援専門部会の場で共有を図り、その活動内容の点検を行いながら、効果的な取組を継続して実施できるような仕組みとする。

4 整備にあたっての将来イメージ

多摩市において、関係機関・事業所とともに目指す地域生活支援拠点等の面的整備（地域の関係機関同士が「つながり」、支援に「つなげる」。）により、目指すべき地域の障がい者や家族の暮らしの将来イメージは、次のとおりです。

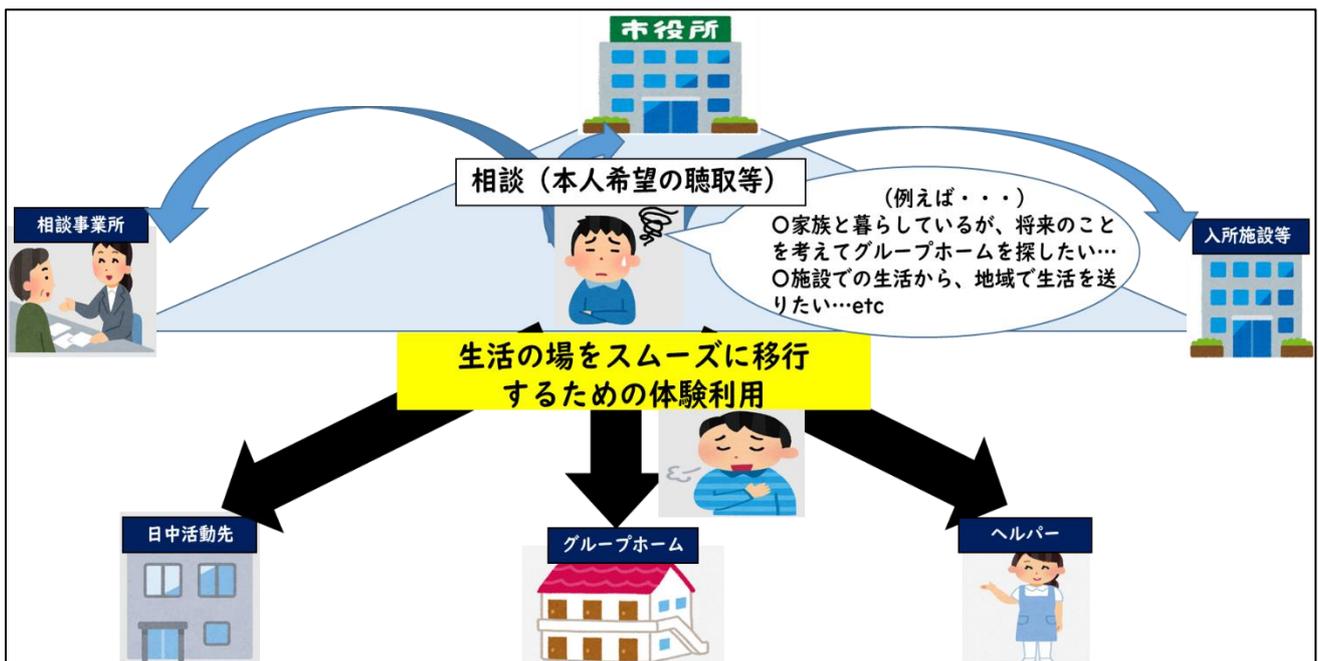
『困ったときの相談を身近に』

緊急時、自分のことや家族の困りごとは、行政だけではなく、普段利用している支援者や近隣の関係機関等へ相談を。相談を受けた事業所等と市が連携して、迅速に対応を図っていきます。



『本人が望む場所での生活を、よりスムーズに』

「親亡き後」の生活が不安な方や施設等からの地域移行を希望する方等へ、市と関係事業所が連携して、暮らしや日中活動の場に関する体験機会を提供していくことで、生活の場の移行がスムーズに進むように、支援していきます。



Ⅱ 市内事業所の参画について

1 参画推進にあたって

多摩市において、面的整備型として地域生活支援拠点等のその整備を進めていくにあたっては、市内関係事業所の参画が必要不可欠であり、拠点等への参画意思のある構成事業所を市が整理した上で、市と構成事業所とが連携し、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し支援を行っていく必要があります。

このため、各機関の役割を理解いただき、地域生活支援拠点等への参画に同意いただける事業所については、以下に沿って必要な手続きをお願いしています。なお、市が拠点等として位置付けた事業所においては、その役割を評価する各加算について、対応した実績等に応じた請求が可能となります。

2 各機関の役割

機関	役割					
	共通	相談	緊急時対応	体験機会の提供	専門的人材	地域の体制づくり
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点等機能管理(届出受理等) ・拠点等整備促進(制度周知等) 	関係機関、事業所をつなぐコーディネート機能			必要な情報提供や専門研修の実施を行う。	拠点等の状況把握に努め、活動内容の点検を定期的に行う。
相談系事業所	困難ケースを発見した際や家族・近隣住民からの相談を受けた際等に、市や地域活動支援センターへの情報提供及び対応を、必要に応じ行う。	緊急時のサービス利用に関する相談対応にあたって、情報連携体制を整備する。	緊急時のサービス利用相談に対し、関係機関との支援調整を行う。	本人の意向を踏まえ、体験利用に向けたサービス調整を行う。	事業所等連絡会等への参加を通じ、情報共有を図る。	拠点等としての取組や加算取得実績等について、事業所等連絡会や地域生活支援専門部会の場で共有を図る。
訪問系・短期入所事業所		緊急時のサービス提供にあたって、情報連携体制を整備する。	緊急時のサービス提供にあたって、必要となる即時の対応を行う。	本人の意向を踏まえ、市や保護者と連携を図る中で、必要な体験利用の受入を進める。		
通所系事業所						
入所施設・GH						

3 届出について

市が拠点等として位置付けた事業所においては、その役割を評価する加算が創設されていますが、この加算取得においては、厚生労働省において、「運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めることを要する。」とされており、本市においても、拠点等への参画を希望する事業所に対して、以下のとおり事前に届出書の提出及び運営規程変更とそれに伴う指定権者への変更届出書提出を求めるものとします。

4 手続きの流れ



(参考：事業類型別担当部署と書類提出先)

事業類型	担当部署	問い合わせ先
訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護等）、 自立生活援助、一般相談支援	公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部障害福祉事業指定室 （住所：新宿区西新宿2-7-1小 田第一生命ビル18階）	03-6302-0257
共同生活援助、短期入所		03-6302-0286
就労系サービス（就労継続支援等）		03-6302-0308
生活介護、自立訓練、施設入所支援		03-6302-0313
児童系サービス		03-6302-0315
相談系（計画相談支援、障害児相談支援）	多摩市障害福祉課相談支援担当 （住所：多摩市関戸6-12-1）	042-338-6847

5 運営規程記載例

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出を行う場合は、以下の内容を参考に、運営規程への追加記載を行ってください。

追加項目の記載例	作成にあたっての留意事項
<p>（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）</p> <p>第〇〇条 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。</p> <p>（1）相談</p> <p>（2）緊急時の受け入れ・対応</p> <p>（3）体験の機会・場</p> <p>（4）専門的人材の確保・養成</p> <p>（5）地域の体制づくり</p>	<p>各事業所の実態（届出内容）に応じて、（1）～（5）のうち実際に担う機能を記載してください。</p>

注） 上記に示した運営規程は記載例であり、各事業の実態に応じた規程内容とし、地域生活支援拠点等についての内容を理解いただいた上で、作成をお願いいたします。

Ⅲ 必要要件と加算取得について

1 地域生活支援拠点等機能を担うにあたって必要となる要件

地域生活支援拠点等へ参画する事業所においては、運営する事業の種別にかかわらず、以下の内容に係る対応を図っていただくことを要件とします。

【共通要件】

- ① 支援・介入が必要となり得るケースの相談を発見した、または、同様のケースに係る近隣住民からの報告を受けた際に、市又は地域活動支援センターへの情報提供及び対応を、必要に応じ行うこと。
- ② 地域生活支援拠点等に参画する事業所である旨の公表を承諾すること。
- ③ 加算算定を行った場合、市からの求めに応じ、必要に応じて支援実績に関する報告等を事業所等連絡会などの場において行うこと。

2 機能別必要要件と取得可能加算

地域生活支援拠点等に必要とされる5つの機能ごとに、必要な要件を次のように定めるとともに、要件を満たし届出等の手続きを行った事業所においては、加算を取得可能なものとします。

加算取得にあたって、対応を行う従業者の要件には、常勤・非常勤、専従・兼務の別は定められておらず、各事業所の体制に応じて、その対応を行っていただくこととなります。

実際に加算算定を行うにあたっては、報酬告示や留意事項通知を参照し、加算取得要件等をよく確認してから算定することとしてください。

① 相談機能の強化

地域生活支援拠点等相談強化加算 (700単位/回)

○ 対象サービス

- ・ 計画相談支援
- ・ 障害児相談支援

○ 内容

相談支援事業所の相談支援専門員が、障害の特性に起因した緊急の事態その他緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）又は家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び利用に関する調整を行った場合に、利用者1人につき1月に4回を限度として加算するもの。

なお、当該加算は、他の指定特定相談支援事業所等において指定計画相談支援等を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該要支援者が指定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合においては、当該指定特定相談支援事業所等によりサービス等利用計画等の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費（障害児相談支援費）の算定に併せて算定できる。

○ 必要要件

- ・ 所属利用者及びその親族等から、緊急で短期入所の利用等に関する相談があった場合の体制を、事業所内で整えていること。
- ・ 障害福祉分野以外の機関関係者と支援の調整が必要となった際、必要な援助方針に係る調整を、必要に応じ行うこと。

地域生活支援拠点等機能強化加算 (500単位/回)

○ 対象サービス

- ・ 計画相談支援
- ・ 障害児相談支援
- ・ 自立生活援助
- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

○ 内容

計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス（以下「拠点機能強化サービス」と総称する。）を一体的に運営していること又は拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営しており、かつ、市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で1以上配置されている事業所（拠点コーディネーターが当該事業所以外の拠点関係機関に配置されている場合を含む。について、配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回まで加算するもの。

○ 必要要件

- ・ 拠点コーディネーターの配置及び業務内容等につき、事前に市と協議を行ったうえで、必要なサービスその他支援を行う体制を、事業所内で整えていること。
- ・ 障害福祉分野以外の機関関係者と支援の調整が必要となった際、必要な援助方針に係る調整を、必要に応じ行うこと。

地域体制強化共同支援加算 【(4) 地域の体制づくりの機能の強化において記載】

② 緊急時の受入・対応機能の強化

緊急時対応加算 (地域生活支援拠点等の場合：プラス50単位/回)

○ 対象サービス

- ・ 居宅介護(身体介護、通院等介助(身体介護を伴う)に限る)
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援

○ 内容

利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護計画等の変更を行い、従業者が計画的に訪問することとなっていないサービス提供を緊急に行った場合(要請を受けてから24時間以内に行った場合をいう。)にあつては、利用者1人に対し、1月に2回を限度として、1回につき100単位を加算するもの。拠点関係機関との連携及び調整に従事する者(以下「連携担当者」という。)を1名以上配置したうえで、地域生活支援拠点等へ参画する場合は、更に50単位を上乗せできる。

○ 必要要件

- ・ 連携担当者を配置したうえで、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスその他支援を行う体制を、事業所内で整えていること。
- ・ 連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

緊急時支援加算 (地域生活支援拠点等の場合：プラス50単位/回)

○ 対象サービス

- ・ 自立生活援助
- ・ 地域定着支援

○ 内容

利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に支援が必要な場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合、又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき711単位を加算するもの。連携担当者を1名以上配置したうえで、地域生活支援拠点等へ参画する場合は、更に50単位を上乗せできる。

○ 必要要件

- ・ 連携担当者を配置したうえで、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスその他支援を行う体制を、事業所内で整えていること。
- ・ 連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から拠点関係機関との情報連携に努

めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

指定短期入所事業所の地域生活支援拠点等である場合の加算 (100単位・200単位/日)

○ 対象サービス

短期入所

○ 内容

連携担当者を1名以上配置したうえで、地域生活支援拠点等に参画する指定短期入所事業所が利用者に対しサービス提供を行った場合（緊急時の受入に限らない。）に、利用開始日について、1日につき100単位を加算するもの。

指定障害福祉サービス事業所等、医療機関、市町村、基幹相談支援センター、その他の関係機関との連携及び調整に従事する者を配置し、医療的ケア児者、重症心身障害児者または、行動関連項目合計点数が10点以上である者（障害児にあっては、強度行動障害判定基準表の点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児）を支援した場合は、さらに200単位を加算するものとする。

○ 必要要件

- ・ 障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスその他支援を行う体制を、事業所内で整えていること。
- ・ 連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

緊急時受入加算 (100単位/回)

○ 対象サービス

- ・ 生活介護
- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援A型、就労継続支援B型

○ 内容

連携担当者を1名以上配置したうえで、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算するもの。夜間の時間帯を通じて1人以上の職員が配置されている場合に、加算の算定を行うことができる。

事業所の利用者に係る障害の特性に起因して生じた等の緊急の事態において、日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり、指定短期入所等のサービスを代替するものではないことに留意すること。

○ 必要要件

- ・ 事業所に滞在するために必要な就寝設備を有していること。
- ・ 連携担当者を配置したうえで、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスその他支援を行う体制を、事業所内で整えていること。
- ・ 連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

地域生活支援拠点等相談強化加算 【再掲】

③ 体験の機会・場の機能の強化

体験利用支援加算 (地域生活支援拠点等の場合：プラス50単位/回)

○ 対象サービス

- ・ 生活介護
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援A型・B型
- ・ 自立訓練
- ・ 地域移行支援

○ 内容

障害者支援施設等の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を行う場合であって、(1)体験的な利用日において介護等の支援を行った場合、又は、(2)体験利用に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整・その他相談援助を行った場合において、それぞれ(1)の場合は体験利用開始日から5日以内の期間において500単位、(2)の場合は体験利用開始日から6日以上15日以内の期間において250単位を加算するもの。連携担当者を1名以上配置したうえで、地域生活支援拠点等へ参画する場合は、更に50単位を上乗せできる。

○ 必要要件

- ・ 障害者支援施設等の利用者が、地域生活への移行に向けて体験的な支援を希望する場合、関係機関との適切な連絡調整・相談援助等ができる体制を、事業所内で整えていること。
- ・ 連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

体験宿泊加算 (地域生活支援拠点等の場合：プラス50単位/回)

○ 対象サービス

地域移行支援

○ 内容

単身での生活を希望している者に対し、課題、目標等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に、(1)体験的な宿泊支援を提供した場合、又は、(2)体験的な宿泊支援を提供し、かつ、心身の状況に応じて夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り支援等の支援を行った場合、それぞれ(1)と(2)を合計して15日間を限度とし、(1)の場合は300単位、(2)の場合は700単位を加算するもの。連携担当者を1名以上配置したうえで、地域生活支援拠点等へ参画する場合は、更に50単位を上乗せできる。

○ 必要要件

- ・ 利用者が地域生活への移行に向けて体験的な支援を希望する場合、関係機関との適切な連絡調整・相談援助等ができる体制を、事業所内で整えていること。
- ・ 連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

地域移行促進加算 (I) (II) (I：120単位、II：60単位)

○ 対象サービス

施設入所支援

○ 内容

(I) 連携担当者を1名以上配置したうえで、指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業員が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。

(II) 地域生活支援拠点等と連携の上、以下に例示するような地域生活への移行に向けた支援(宿泊を伴わないものに限る。)を、指定障害者支援施設の職員が同行した上で実施した場合に加算する。

- (例)・ 共同生活援助事業所や、生活介護等(障害者支援施設と併設しているものは除く)の通所事業所への見学や事業所内での食事の体験
- ・ 地域の活動(自治会等の地域様々な主体が開催する催し等)への参加
 - ・ 現に1人暮らしをしている障害者の生活状況の見学
 - ・ 買い物や公共交通機関の利用等の地域の暮らしを想定した体験

○ 必要要件

- ・ 利用者が地域生活への移行に向けて体験的な支援を希望する場合、関係機関との適切な連絡調整・相談援助等ができる体制を、事業所内で整えていること。
- ・ 連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から拠点関係機関との情報連携に努

めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

④ 専門的人材の確保・養成

主に市が、事業所等連絡会の場において、必要な情報提供や専門研修の実施を行うことで、人材確保・養成への取組を行います（加算の設定はありません）。

⑤ 地域の体制づくりの機能の強化

地域体制強化共同支援加算 (2000単位/回)

○ 対象サービス

- ・ 計画相談支援
- ・ 障害児相談支援

○ 内容

相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、利用者の同意を得て、当該利用者へ障害福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、会議により情報共有及び支援内容の検討を行ったうえで、利用者に対する在宅での療養上必要な説明及び指導等の必要な支援を行うとともに、地域課題を整理し、その内容を地域自立支援協議会に対して報告を行った場合に、利用者1人につき月1回を限度として2000単位を加算するもの。

なお、本加算の対象となる会議を行った場合は、記録を作成し、5年間保存するとともに、市から求めがあった場合は提出を行うこととする。また、他のサービス事業者が支援を行うに当たり要した費用は、本加算を算定する相談支援事業所が負担することが望ましい。

○ 必要要件

- ・ 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参加していること。
- ・ 所属利用者及びその親族等から、緊急で短期入所又は訪問系サービスの利用等に関する相談があった場合の体制を、事業所内で整えていること。
- ・ 障害福祉分野以外の機関関係者と支援の調整が必要となった際、必要な援助方針に係る調整を、必要に応じ行うこと。

○ 算定の流れ

- ① 本加算を算定する事業所の相談支援専門員は、対象となる支援困難ケースについて、他のサービス提供事業所等と連携し、共同支援に係る会議を開催したうえで、必要な支援を提供する。(提供しようとしたが、できなかった場合も含む。)
 - ② 当該支援困難ケースに係る課題等の整理を行い、地域自立支援協議会への報告及び加算の算定を行うことにつき本人の同意を得た上で、所定の報告書兼記録書<表面>を作成する。
 - ③ ②で作成した報告書について、直近の多摩市地域自立支援協議会で事例発表する。
 - ④ ③で発表した内容につき、地域自立支援協議会での意見及び報告した者の所感等について、報告書兼記録書<裏面>を作成し、多摩市障害福祉課相談支援担当へ提出する。
- ※ ケースの状況報告のみではなく、その中で見つかった「地域課題」を整理し、報告することを趣旨とする。
- ※ 他のサービス支援関係者が支援等を行うにあたり要した費用については、加算を算定する相談支援事業所が負担することが望ましい。
- ※ ②④で記録した文書は5年間保存する。

3 緊急時の定義

多摩市において、地域生活支援拠点等で対応する「緊急時」とは、以下のとおり定義をしたうえで、拠点等の整備を行うこととします。

【「緊急時の定義」】

以下のいずれかの状況を指すものとする。

- ① 障害特性に起因する要因によって発生した身体・精神的な問題等への一時的な対応が、至急必要な状況となること
- ② 介護者が急病、入院、死亡等のやむを得ない理由により、不在若しくはそれに近い状態になり、障がい者等が居宅等で生活することができず、一時的な対応が至急必要な状況となること。
- ③ ①又は②の状況に相当するものと市が認める状況となること。

IV 関係様式

多摩市 地域生活支援拠点等

🔍 検索

各様式は、市公式 HP にて掲載しています。



地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書

年 月 日

多摩市長 殿

【届出者】

所在地

法人名

代表者名

連絡先

多摩市の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、下記のとおり届け出ます。
拠点等に参画する事業所として認定された場合は、その旨を公表することを承諾します。

区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
事業所の電話番号	
事業所番号	
事業の種類	
地域生活支援拠点等として担う機能	<input type="checkbox"/> ①相談 <input type="checkbox"/> ②緊急時の受入れ・対応 <input type="checkbox"/> ③体験の機会・場 <input type="checkbox"/> ④専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> ⑤地域の体制づくり
連携担当者	
運営規程の変更予定日	令和 年 月 日付け予定
備考	

地域生活支援拠点等の機能を担うにあたって必要とされる要件については、別紙のとおり、各基準に該当することを届け出ます。

市処理欄	受付日	令和 年 月 日
	担う機能区分	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤

上記の内容で登録手続きが完了しました。

(別紙)地域生活支援拠点等の機能を担うにあたって必要となる要件について

各要件に該当することを確認の上、□にチェックをつけて提出してください。

各機能に共通して必要となる要件

- 支援・介入が必要となり得るケースの相談を発見した、または、同様のケースに係る近隣住民からの報告を受けた際に、市又は地域活動支援センターへの情報提供及び対応を、必要に応じ行うこと。
- 地域生活支援拠点等に参画する事業所である旨の公表を承諾すること。
- 加算算定を行った場合、市からの求めに応じ、必要に応じて支援実績に関する報告等を事業所等連絡会などの場において行うこと。

(1) 相談機能の強化

取得可能となる加算 **《地域体制強化共同支援加算》** 計画相談支援、障害児相談支援
《地域生活支援拠点等相談強化加算》 計画相談支援、障害児相談支援
《地域生活支援拠点等機能強化加算》 計画相談支援、障害児相談支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援

- 所属利用者及びその親族等から、緊急で短期入所又は訪問系サービスの利用等に関する相談があった場合の体制を、事業所内で整えていること。
- 障害福祉分野以外の機関関係者と支援の調整が必要となった際、必要な援助方針に係る調整を、必要に応じ行うこと。

(2) 緊急時の受け入れ・対応の機能の強化

取得可能となる加算 **《緊急時対応加算》** 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
《緊急時支援加算》 自立生活援助、地域定着支援
《指定短期入所事業所の地域生活支援拠点等である場合の加算》 短期入所
《緊急時受入加算》 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援型A型・B型

- 障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスその他支援を行う体制を、事業所内で整えていること。
- 連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

(3) 体験の機会・場の機能の強化

取得可能となる加算 **《体験利用支援加算》** 生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、自立訓練、地域移行支援
《体験宿泊加算》 地域移行支援
《地域移行促進加算》 施設入所支援

- 利用者が地域生活への移行に向けて体験的な支援を希望する場合、関係機関との適切な連絡調整・相談援助等ができる体制を、事業所内で整えていること。
- 連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

(4) 地域の体制づくりの機能の強化

取得可能となる加算 **《地域体制強化共同支援加算》** 計画相談支援、障害児相談支援

- 所属利用者及びその親族等から、緊急で短期入所又は訪問系サービスの利用等に関する相談があった場合の体制を、事業所内で整えていること。
- 障害福祉分野以外の機関関係者と支援の調整が必要となった際、必要な援助方針に係る調整を、必要に応じ行うこと。

地域体制強化共同支援加算 報告書兼記録書<表面>

【事業所情報】

計画相談支援事業所名	
作成した相談支援専門員氏名	
連絡先	

【利用者情報】

利用者氏名	
生年月日(年齢)	年 月 日(歳)
居住地域	
利用サービス	
支援が困難な点	

同支援に係る会議及び協議会への報告について本人同意を得ている

【共同支援に係る会議について】

開催年月日	年 月 日()
開催時間	
開催場所	
出席者 (所属・サービス名・職種・氏名)	(出席者1) (出席者2)
開催目的 (複数選択可能・ その他の場合下段に具体的に記載)	①個別課題の解決 ⑥その他(具体的に記載↓)

【会議の具体的な内容】

①利用者の支援の経過	
②利用者の支援上の課題	
③②の課題への対応策	
④地域課題・ニーズの現状	
⑤地域生活支援拠点等の現状	
⑥地域生活支援拠点等の必要な機能の充足について	

【その他(特記事項)】

--

————以下、地域自立支援協議会に報告後に記載————

地域体制強化共同支援加算 報告書兼記録書<裏面>

【報告状況】

報告年月日	年 月 日
報告した相談支援専門員氏名	

【自立支援協議会での意見・必要となる対応等】

--

【報告後の所感】

--

作成における注意事項

- ・在宅におけるケースが対象となります。
- ・支援の困難なケースが対象ですが、ケースの状況報告のみではなく、その中で見つかった「地域課題」を報告してください。

問い合わせ・書類提出先

多摩市健康福祉部障害福祉課相談支援担当

〒206-8666 多摩市関戸 6 - 1 2 - 1

Tel. 042-338-6847

Fax. 042-371-1200

Mail tm214100@city.tama.tokyo.jp